

企業の人材育成への取組を強力に支援

【人材投資促進税制の創設について】

はじめに

新産業創造戦略を核とした産業競争力の強化を図るため、産業競争力の源である人材に対する企業の投資を促進するとともに、企業が組織選択や再編・再生、年金制度の運用、国際事業展開等を円滑に行える環境を整備するために、人材投資促進税制やLLP（有限責任事業組合）制度の創設、産業再生・企業再生関連税制の充実、特別法人税の課税停止延長、外国子会社合算税制の見直しなどが行われました。今回は、人材投資促進税制についてその概要を説明します。

人材投資促進税制の基本制度

○本税制は、教育訓練費用を、過去二事業年度の平均額より増加させた法人又は個人事業者が対象となる。
○対象となる法人等は、増加額の二十五％の税額控除を受けられる。

教育訓練の対象者（「使用人」）

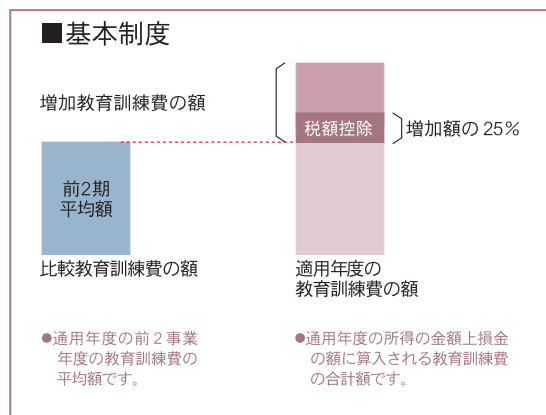
○本税制の適用にあたっては、自社の使用人又は個人事業者のその事業に係る使用人に対して行った教育訓練費用が対象。
○使用人とは、正社員、契約社員、パート・アルバイトその他対価を受け取ってその事業に使用される者
※対象にならない者
①自社の役員又は個人事業主
②自社の使用人兼務役員
③役員又は個人事業主と特殊な関係にある者
④内定者等の入社予定者

対象となる教育訓練費の範囲

○本税制の対象となる教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用
①自社で教育訓練等を行う場合の費用
・外部講師謝金等、外部施設等使用料、教科書その他の教材費、研修プログラム等の開発委託費
②他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用
・研修委託費、研修プログラム等作成委託費
③他の者が行う教育訓練等に参加さ

＜留意点＞

- ①適用者は、青色申告書を提出する法人又は個人事業者。
- ②適用期間は、平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に開始される事業年度。個人事業者は、平成十八・十九・二十年分の所得に係る申告において適用される。
- ③控除額は税額の十％が上限。上限を超えた額については、翌年度に繰り越すことはできない。



せる場合の費用
・外部研修参加費
※対象にならない費用
・人件費関連、交通費・旅費、減価却費など

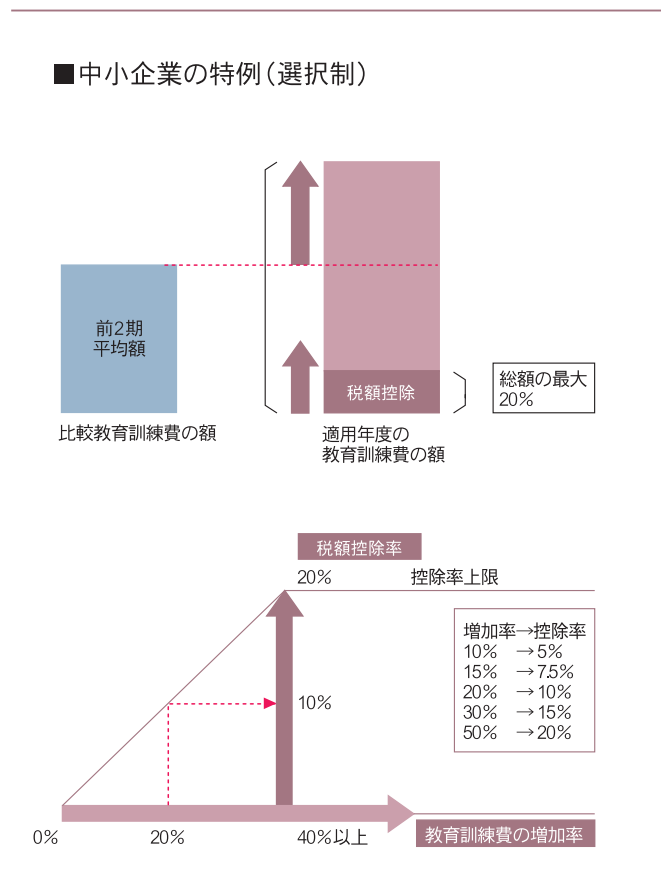
その他の留意点

- (1)教育訓練費の額から控除する金額
他の者から支払いを受ける金額を本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、その金額を教育訓練費の額から控除する。
 - ①自社の使用人に対する教育訓練等と同時に、他の者の教育訓練等を受託した場合に、その対価として受領する金額を教育訓練費の額から控除する。
 - ②国等から教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金を、本制度の対象となる教育訓練費に充てる場合は、その金額を教育訓練費の額から控除する。
 - (2)本制度が適用されない事業年度
①設立、解散の日を含む事業年度（合併による設立、解散を除く。）
②清算中の各事業年度
(3)比較教育訓練費の額の計算
事業年度の変更があった場合や、仮決算による中間申告を行う場合等、適用年度の月数と前二事業年度の
- その異なる事業年度の教育訓練費の額 × 適用年度の月数 ÷ その異なる事業年度の月数

中小企業の特例措置

○中小企業者の場合、基本制度（増加額の二十五％の税額控除）に代えて、教育訓練費の総額の一定割合（最大二十％）を税額控除する制度を選択することができる。

- ①増加割合が四十％以上の場合は、一律二十％
 - ②増加割合が四十％未満の場合は、増加率の二分の一の率
- ＜留意点＞
- ①特例制度の適用者は、中小企業又は農業協同組合等に該当する法人等
 - ②適用期間、税額控除限度額は、基本制度と同様



月数が異なる場合は、次の計算により適用年度のベースに合わせた金額を教育訓練費の額として計算する。

教育訓練費の額の証明（添付書類等）

本制度の適用を受けようとする者は、確定申告書等に控除を受ける金額を記載し、かつ、当該金額の計算に関する明細書（法人税法施行規則別表六（二十三）の添付が必要である。

また、①適用年度の教育訓練費の額、②比較教育訓練費の額（前二事業年度

- の教育訓練費の額）に関して、次の必要事項を記載した書類（様式自由）を確定申告書等に添付する。
- 該当費用に係る教育訓練等を行った年月日（教育訓練を2日以上継続して行った場合には、その教育訓練等を行った期間）
 - 教育訓練等の内容
 - 教育訓練等に参加した使用人の氏名
 - 該当費用の支出年月日、支出した内容及び金額、相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
 - その他参考となるべき事項

【例】中小企業のケース



中小企業B社は、教育訓練費を300万円増加させることにより、200万円の法人税が減額されます。

中小企業B社では、教育訓練費を

前々期 650万円
前期 750万円
当期 1,000万円を支出しました。
同社の当期法人税額は、2,500万円でした。

この場合…

- ①適用年度の教育訓練費の額 1,000万円
- ②比較教育訓練費の額（700万円）＝（650万円＋750万円）／2
- ③教育訓練費増加割合（42.8％）＝（1,000万円－700万円）／700万円
- ④税額控除額（200万円）＝上記①1,000万円×20％（税額控除率）
増加割合が40％以上なので控除率は、最大の20％が適用されます。
（仮に、③教育訓練増加割合が20％の場合は、増加割合が40％未満なので、控除率は、20％×0.5＝10％となります。）
- ⑤税額控除限度額（250万円）＝2,500万円（法人税額）×10％
→④の200万円は、⑤限度額250万円を超えていないので、200万円が控除額となります。

【お問い合わせ先】内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課（担当：譜久瀬）
TEL.098-866-0031（内線285）